

答申第 193 号

平成 16 年 9 月 6 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 8 月 27 日付けで諮問された県立高等学校における人事異動関係書類不存在の件（諮問第 268 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校の英語科専任教諭の過員を生じさせる(その必然性を含む。)人事異動を起案、決裁、専決した者の職・氏名が分かる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成15年7月29日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、特定の県立高等学校(以下「本件高校」という。)の英語科専任教諭の過員を生じさせる(その必然性を含む。)人事異動を起案、決裁、専決した者の職・氏名が分かる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成15年8月6日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成15年8月12日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、次の から までのすべての性質を有する文書を請求対象文書として特定した上で、本件処分を行っている。

平成14年4月1日付けの本件高校の英語科専任教諭に関する人事異動を決定した文書

本件高校の人事配置を決定した理由等が記載された文書

起案し、決裁を受けている文書

内示及び配置換に関する文書ではない文書

しかしながら、不服申立人は、上記 から までの性質のうち一つでも満たすものがあれば公開してほしいとの趣旨で公開請求を行ったもの

であり、すべての性質を有する文書と狭く限定した覚えはない。

イ 「起案し、決裁を受けている文書」とは、事実上起案し、決裁を受けているものを指し、形式的に起案し、決裁を受けているものに限定する趣旨ではない。

例えば、各県立高等学校長からのヒアリング結果は、各校長の意見具申であって、各県立高等学校における事実上の決裁文書である。

ウ 各県立高等学校長からのヒアリングメモ等が存在しなければ、異動計画は検討、実施できないはずである。短期間に数百人もの教職員の人事異動を検討、実施する以上、計画立案段階での記録、メモ等は当然すべて残されているはずである。

## (2) その他

ア 平成13年度に本件高校から教育委員会に提出された「教職員需給調査表」によれば、本件高校において英語科専任教諭に欠員が生じていない客観的な事実があり、逆に過員を生じているにもかかわらず、不服申立人の本件高校への人事異動が行われたのは、作為的かつ不自然である。

イ 平成13、14年度の人事異動の一部は、教員の研修に関する教育委員会による違法かつ常軌を逸した調査等を隠ぺいする目的で行われており、不服申立人に関する違法、不当な人事異動は、いわゆる口封じのために強行されたと判断される。

## 4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書の存否について

ア 不服申立人からは、これまで何度も公開請求を受けており、様々な文書を公開しているが、請求対象文書の特定に当たっては、同じ文書を公開して余計な負担がかからないよう請求内容について細かいやりとりを行い、慎重に行っている。本件においても、請求時点で、県立高等学校教員の人事異動計画の検討、実施に係る事務手続等の概略を説明した上で、不服申立人本人に確認し、了解を得た上で、前記3(1)アからまでのすべての性質を有する文書を請求対象文書として特定している。

それにもかかわらず、不服申立人は、意見書の中で、当初の行政文書の公開請求書の記載よりも請求対象文書の範囲を広げた主張を行っており、その意図が理解しかねる。

- イ 教育委員会では、県立高等学校教員の人事異動に際し、前年の10月頃に各県立高等学校長が作成する教職員需給調査表と各県立高等学校教員が作成する職員現況・意向調書の提出を受け、各県立高等学校長からヒアリング等を行った上で異動計画を検討、実施している。その過程において、前記3(1)ア から までのすべての性質を有する文書は作成されていないため、本件行政文書は存在しないとして本件処分を行った。
- ウ 各県立高等学校長からのヒアリングメモの存在については、従前から不服申立人に説明している。ただし、メモである以上、「起案し、決裁を受けている文書」には該当しないので、本件行政文書には含まれないと判断した。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書の存否について

ア 不服申立人は、前記3(1)ア から までの性質のうち一つでも満たすものがあれば公開してほしいとの趣旨で請求を行ったものであり、すべての性質を有する文書と狭く限定した覚えはない旨主張する。

しかしながら、当審査会が調査したところ、本件においては、公開請求時に実施機関の職員2名と不服申立人との間で請求対象文書の特定が行われており、その際に不服申立人は、過去の公開請求により既に入手している文書は不要であるとの意思を表示したため、それを除くと上記の4つのすべての性質を有する文書が請求対象文書となることを、実施機関の職員が不服申立人に確認し了解を得た上で、請求対象文書を特定

したことが認められる。また、行政文書公開拒否決定通知書において、上記の4つのすべての性質を含む趣旨の文書特定がなされているにもかかわらず、不服申立書において、請求対象文書の特定に関して何も言及されていないことからすると、不服申立人は、不服申立書提出時点においては、請求対象文書の特定に関して特段主張する意思はなく、実施機関の非公開等理由説明書を受けて、当初主張していなかった請求対象文書の特定に関する主張を追加したとも考えられる。

以上のことから、実施機関が、前記3(1)ア から までのすべての性質を有する文書を本件行政文書として特定したことは不合理であったとはいえないと判断する。

イ 不服申立人は、「起案し、決裁を受けている文書」とは、事実上起案し、決裁を受けているものを指し、形式的に起案し、決裁を受けているものに限定する趣旨ではなく、各県立高等学校長からのヒアリング結果は、各校長の意見具申であって、各県立高等学校における事実上の決裁文書であり、また、各県立高等学校長からのヒアリングメモ等が存在しなければ、異動計画は検討、実施できないはずであるから、当該メモ等は存在するはずである旨主張する。

しかしながら、「起案し、決裁を受けている文書」とは、起案者によって作成、回議され、上司の決裁印が押印されている等起案、決裁の形式的な手続を経た文書を意味するものと解される。各県立高等学校長からのヒアリング結果は、実施機関の職員が、各校長から聴取した意見等を各教員の職員現況・意向調書にメモ的に記入したものであり、起案、決裁の形式的な手続を経た文書ではないため、「起案し、決裁を受けている文書」とは認められない。したがって、各県立高等学校長からのヒアリング結果は、本件行政文書に含まれないとする実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 以上のことから、前記3(1)ア から までのすべての性質を有する文書を請求対象文書として特定したが、異動計画を検討、実施する過程において、前記3(1)ア から までのすべての性質を有する文書は作成されていないため、本件行政文書は存在しないとする実施機関の

説明は、首肯できる。

( 3 ) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 3 ( 2 ) の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 8 月 27 日	諮問
9 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 9 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 7 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 14 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 4 月 26 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 27 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 16 日 (第 35 回部会)	審議
7 月 7 日 (第 36 回部会)	審議
8 月 11 日 (第 37 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年9月6日現在)(五十音順)